

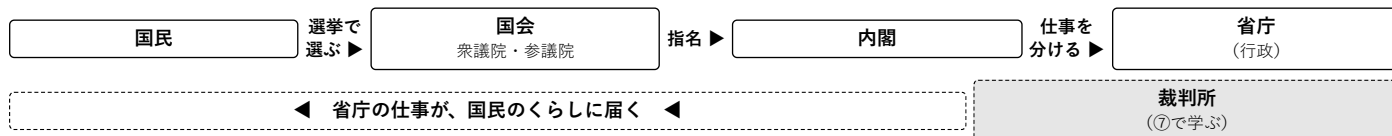
中学3年 社会 授業用プリント ⑥ 民主政治のしくみ① 国会と内閣

1 全体像	2～4 国会のしくみ	5～7 国会の仕事	8・9 内閣	10・11 行政	12 まとめ
-------	------------	-----------	--------	----------	--------

1 この単元の全体像 — 国会と内閣は、国民の意思を、どのように政治に生かしている？

このページのゴール この単元で学ぶ国会・内閣・行政のしくみを、国民とのつながりで、ざっと言える

国民が選挙で代表者を選び、代表者が話し合って決めるしくみを、議会制民主主義といいます（⑧ 選挙と政治参加）。この単元では、選ばれた代表者が集まる国会と、国会が決めたことを実際に行う内閣のしくみを見ていきます。国会や内閣が決めることは、税金やくらしのきまりとして、私たち一人一人にかかわってきます。まず、国民・国会・内閣のつながりを図で見てみましょう。



① 国会のしくみ くわしくは2～4ページ

なぜ国会が政治の中心？ 衆議院と参議院は？ 国会はいつ開かれる？

② 国会の仕事 くわしくは5～7ページ

法律はどうつくる？ 意見が分かれたら？ 内閣をどう見はる？

③ 内閣 くわしくは8ページ

内閣は、だれが、何をする？

④ 議院内閣制 くわしくは9ページ

国会と内閣は、どうつながっている？

⑤ 行政 くわしくは 10・11 ページ

省庁と公務員は何をする？ 行政はなぜ改革されてきた？

⑥ **まとめ** くわしくは12ページ

ステップチャートで、全部をつなぐ

この単元の問い 国会と内閣は、国民の意思を、どのように政治に生かしている？（答えは12ページ）

この単元の解説記事（図と例題つき）：[かてきょノート \(katekyo-note.com\)](https://katekyo-note.com) <https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%4bc%9ae3%83bb%e5%85ac%e6%b0%91e3%80%91e5%9bbd%e4%bc%9ae3%81%a8e5%86%85e9%96%a3e3%>

2 国会は、なぜ「国権の最高機関」といわれる？

このページのゴール 国の権力が3つに分けられていることと、国会が国権の最高機関・唯一の立法機関とされるわけ（第41条）を言える

① 国の権力は、3つに分けられている

議会制民主主義（⑧ 選挙と政治参加）で、選ばれた代表者が集まる場が国会です。国の権力は、1か所に集まりすぎないように、3つに分けられ、別々の機関が受けもっています（三権分立。くわしくは⑦で学びます）。

国会 立法権：法律をつくる	内閣 行政権：法律にもとづいて国の仕事を行う	裁判所 司法権：争いを法律にもとづいて解決する
-------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

② 国会の地位（第41条）

日本国憲法第41条を話し言葉に言いかえると、「国会は、国の政治でいちばん大事な機関で、法律をつくれるのは国会だけ」ということです。

第41条：「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」

国権（こっけん）＝国の権力、唯一（ゆいいつ）＝ただ一つ、立法機関＝法律をつくる機関。

言葉	意味
<u>国権の最高機関</u>	主権者の国民が、選挙で直接選んだ議員でできているから
<u>唯一の立法機関</u>	法律をつくれるのは国会だけ。内閣や裁判所は法律をつくれない

主権者である国民

↓ 選挙で直接選ぶ

国会議員
国民の代表者

↓ 集まる

国会
国民の意思にいちばん近い機関

↓ 国会が指名する

内閣総理大臣

国会は、国民が選んだ代表者だけでできている、ただ一つの国の機関です。内閣総理大臣も国会が選ぶので、国民 → 国会 → 内閣の順に、国民の意思がつながります。

注意 × 唯一の立法機関なので、国会は法律を実施する仕事もする → ○ 法律をつくるのは国会、実施するのは内閣（8ページ）

合言葉 「国民が選んだ国会が、国権の最高機関」

→ まとめ：国民が選んだ代表が集まる国会が、国の政治の中心

3 国会は、なぜ衆議院と参議院の2つに分かれている？

このページのゴール 衆議院と参議院のちがい（議員の数・任期・解散・被選挙権）と、二院制のわけを言える

① 二院制のしくみ



国会議事堂（正面から見たところ）
（東京都千代田区）

写真：Suicasm (CC BY-SA 4.0)。Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

二院制（両院制）＝国会が、衆議院と参議院の2つの議院でできているしくみ

1つの議院の決定をもう1つの議院が調べ直すので、**慎重に話し合う**ことができます。また、国民のさまざまな意見を反映させることもできます。写真は、正面から見て左が衆議院、右が参議院です。

② 衆議院と参議院のちがい

	衆議院	参議院
議員の数	465人	248人
任期	4年	6年（3年ごとに半数を選挙）
解散	ある	ない
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙の区分（⑧ 選挙と政治参加）	小選挙区289人・比例代表176人	選挙区148人・比例代表100人

解散＝衆議院議員の全員を、任期の途中でやめさせること。解散の後は総選挙が行われる

③ 2つの議院の、よい所

衆議院	任期が短く解散もあるので、そのときの国民の意見を反映しやすい
参議院	任期が6年と長く解散もない（3年ごとに半数ずつ選ぶ）ので、長い目で落ち着いて話し合いやすいとされる

注意 × 参議院も、任期の途中で解散されることがある → ○ 解散があるのは衆議院だけ。参議院は3年ごとに半数ずつ選ぶ

合言葉 「衆議院は4年で解散あり、参議院は6年で解散なし」

→ まとめ：2つの議院で慎重に話し合い、国民のさまざまな意見を反映する

4 国会は、いつ、どんなときに開かれる？

このページのゴール 常会・臨時会・特別会・参議院の緊急集会のちがいを、いつ・何のために開くかと言える

① 国会の種類

国会を開くために議員を集めることを召集（しょうしゅう）といい、国会が開かれている期間を会期といいます。国会には、開かれるときによって、次の種類があります。

種類	いつ開かれるか	おもなこと
常会 （通常国会）	毎年1回、1月に召集。会期は150日	おもに次の年度の予算を審議（しんぎ）する
臨時会 （臨時国会）	内閣が必要と認めたとき、またはどちらかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったとき	必要な議題を話し合う
特別会 （特別国会）	衆議院の解散による総選挙の日から30日以内	内閣総理大臣を指名する
参議院の緊急集会	衆議院の解散中に、国に緊急の必要があるとき（内閣が求める）	緊急に必要なことを話し合って決める

② 見分け方と、予算

国会の種類の見分け方	予算と常会
① 衆議院の総選挙の後 → 特別会	国のお金は、4月から次の年の3月までの1年ごとに、使い方を決めます。1月に召集される常会で、4月からの1年間の予算を話し合います。 予算 は、国の1年間の収入（歳入）と支出（歳出）の見積もりです。
② 毎年1月に召集 → 常会	
③ それ以外で、内閣が必要と認めた・どちらかの議院の総議員の4分の1以上が求めた → 臨時会	
④ 衆議院の解散中に緊急の必要 → 参議院の緊急集会	

注意 × 内閣総理大臣を指名する国会は、いつも特別会 → ○ 総選挙の後の特別会では指名するが、内閣総理大臣がやめたときなどは、臨時会などでも新しい内閣総理大臣を指名する。見分けは「総選挙の後かどうか」

合言葉 「1月は常会、選挙の後は特別会、必要なときは臨時会」

→ まとめ：国会は、決まった時期や、必要なときに開かれ、国の政治を話し合う

5 法律は、どのようにしてつくられる？

このページのゴール 国会の仕事の全体と、法律ができるまでの流れ（委員会・公聴会・本会議・公布）を言える

① 国会の仕事

仕事	中身	くわしく
法律の制定	法律をつくる	このページ
予算の審議・議決	内閣が作成した予算を審議し、認めるかどうかを決める	6ページ
条約の承認	内閣が結んだ条約を認める	7ページ
内閣総理大臣の指名	国会議員の中から指名する	6・9ページ
憲法改正の発議（はつぎ）	憲法改正案を国民に提案する	⑤で学んだ
弾劾（だんがい）裁判所の設置	ふさわしくない行いをした裁判官を辞めさせるかどうかを決める裁判所を設ける	7ページ
国政調査権	政治について調べる権利。証人を呼んで質問する証人喚問（かんもん）など	7ページ

② 法律ができるまで

先に審議する議院（衆議院でも参議院でもよい）



▼ 可決したら、もう一方の議院へ送る

もう一方の議院



法律案は、衆議院と参議院のどちらに先に出してもよい（予算は衆議院が先。6ページ）。

	だれが話し合う？	すること
委員会	議員が分かれて所属する、少人数	くわしく話し合い、審査する
本会議	その議院の全議員	話し合い、議決する

公聴会 = 委員会が、専門家や関係者の意見を聞くために開く会

注意 × 法律案は、国会議員しか提出できない → ○ 内閣も提出できる（成立する法律の多くは、内閣が出した法律案）

合言葉 「委員会できわしく、本会議で決める」

→ まとめ：国会は、委員会と本会議で話し合い、法律をつくる

6 両院の意見が分かれたら、どうする？なぜ衆議院が優先される？

このページのゴール 予算の議決と、衆議院の優越の中身（法律・予算・条約・内閣総理大臣の指名）と、そのわけを言える

予算＝内閣が作成して国会に提出し、国会が審議・議決する。予算は、衆議院が先に審議する
衆議院の優越（ゆうえつ）＝いくつかの重要なことで、衆議院の議決を参議院の議決より優先させること

① 衆議院の優越の中身

こと	衆議院と参議院の議決がちがうとき	結果
法律案の議決	参議院が衆議院と異なる議決をした（60日以内に議決しないときは、否決したとみなせる）	衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再び可決すれば、法律になる
予算の議決・条約の承認	両院協議会を開いても意見が一致しない、または参議院が30日以内に議決しない	衆議院の議決が国会の議決になる
内閣総理大臣の指名	両院協議会を開いても意見が一致しない、または参議院が10日以内に指名しない	衆議院の指名が国会の指名になる
予算の先議	予算は、先に衆議院に提出する	
内閣不信任の決議	衆議院だけができる	

② 両院協議会と、わけ

衆議院で可決	効率 両院の意見が分かれたままだと、予算や法律が決まらず、国の仕事が止まってしまう。最後はどちらかに決められるようにしている 公正 任期が短く解散もあり、国民の意見をより反映しやすいと考えられる衆議院の議決を優先させる
参議院で否決（異なる議決）	
両院協議会を開く 両院の代表が意見を調整する会	
↓ 意見が一致しない	
衆議院の議決が国会の議決になる	

予算・条約・内閣総理大臣の指名の場合。法律案は、最後は「衆議院の3分の2以上で再可決」です。

3分の2の計算 衆議院の出席議員が420人なら、 $420 \div 3 \times 2 = 280$ で、280人以上の賛成で再可決できます。

憲法改正の発議は、衆議院の優越がなく、両院が対等です（⑤前半）。

注意 × 法律案は、衆議院で可決されれば、参議院が反対しても成立する → ○ 参議院が否決したら、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決しないと成立しない

合言葉 「法律は3分の2で再可決、予算・条約・総理の指名は衆議院の議決」

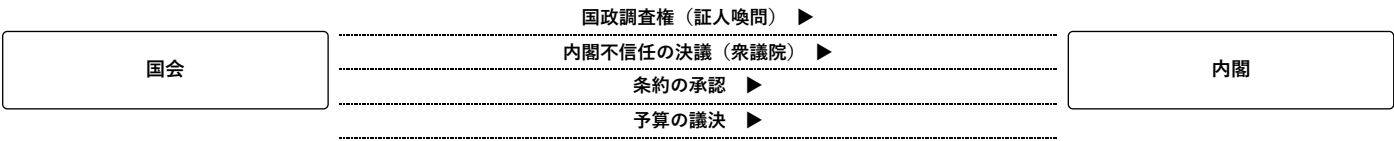
→ まとめ：意見が分かれたら、国民の意見を反映しやすい衆議院の議決が優先される

7 国会は、内閣の仕事をどうやって見はる？ 私たちと国会のつながりは？

このページのゴール 国政調査権・証人喚問・内閣不信任の決議など、国会が行政を見はるしくみと、国会と内閣の仕事のちがいを言える

① 国会は、内閣を見はる

国会は、国民の代表として、内閣（行政）が法律や予算のとおり仕事をしているかを見はります。見はりの方法は、次のとおりです。



国政調査権＝政治について調べる、国会の権利。証人を国会に呼んで質問する証人喚問などを行う
内閣不信任の決議＝衆議院が、内閣を信任しないと決めること（くわしくは9ページ）

国会は、ふさわしくない行いをした裁判官を辞めさせるかどうかを決める弾劾裁判所も設けます（くわしくは⑦）。

② 国会と内閣の仕事のくらべ

ことがら	国会	内閣
法律	制定する	実施する。実施するための政令（8ページ）を定める
予算	審議し、議決する	作成して、国会に提出する
条約	承認する	結ぶ（締結する）
内閣総理大臣	国会議員の中から指名する（天皇が任命）	—
最高裁判所長官	—	指名する（天皇が任命。くわしくは⑦）

③ 私たちと国会

国会議員を選ぶのは、私たち国民です。私たちは、選挙で国会議員を選び、その国会を通して行政を見はっています。主権者として選挙に参加し、国会の話し合いに関心をもつことが大切です。

注意 ×条約は、国会が結ぶ→○条約を結ぶのは内閣、国会は承認する

合言葉 「内閣が結んで、国会が承認」

→ まとめ：国民が選んだ国会が、内閣の仕事を見はる

8 内閣は、だれが、どんな仕事をしている？

このページのゴール 行政と内閣、内閣総理大臣と国務大臣の選ばれ方（指名・任命・過半数・文民）と閣議、内閣の仕事を言える

① 行政と内閣

行政 = 国会が決めた法律や予算にもとづいて、実際に国の仕事を行うこと。行政の中心（最高機関）が内閣

たとえば、国会が予算を認めた計画（学校の設備を整えるなど）を、省庁が実際に行います。つくる国会と、実際に行う内閣で、仕事を分けているのです。

② 内閣のしくみと、内閣の仕事

内閣総理大臣（首相） 内閣の長。国会議員の中から国会が指名し、天皇が任命する ↓ 任命する（やめさせることもできる） 国務大臣 過半数（半分より多い数）は国会議員。多くは各省庁の長として仕事を受けもつ 文民（ぶんみん）＝軍人でない人 内閣総理大臣と国務大臣は、全員が文民 閣議（かくぎ） 全員が出席し、内閣の方針を決める会議。全員一致で決める	<table><tr><th>内閣の仕事</th></tr><tr><td>法律を実施する</td></tr><tr><td>予算を作成して国会に提出する</td></tr><tr><td>外国と条約を結ぶ（国会の承認が必要）・外交関係を処理する</td></tr><tr><td><u>政令</u>を制定する</td></tr><tr><td>天皇の国事行為に、助言と承認をあたえる</td></tr><tr><td>最高裁判所長官を指名し、その他の裁判官を任命する</td></tr><tr><td>臨時会の召集を決める</td></tr></table>	内閣の仕事	法律を実施する	予算を 作成 して国会に提出する	外国と 条約を結ぶ （国会の承認が必要）・外交関係を処理する	<u>政令</u> を制定する	天皇の国事行為に、助言と承認をあたえる	最高裁判所長官を 指名 し、その他の裁判官を任命する	臨時会の召集を決める
内閣の仕事									
法律を実施する									
予算を 作成 して国会に提出する									
外国と 条約を結ぶ （国会の承認が必要）・外交関係を処理する									
<u>政令</u> を制定する									
天皇の国事行為に、助言と承認をあたえる									
最高裁判所長官を 指名 し、その他の裁判官を任命する									
臨時会の召集を決める									

政令 = 法律を実施するための、内閣のきまり

③ 予算でたどる、国会と内閣の分担

- ① 内閣が、国の1年間の予算を作成して、国会に提出する（作成）
- ② 国会が、予算を審議して、認めるかどうかを決める（議決）
- ③ 認められた予算にもとづいて、**内閣**が省庁とともに、実際に仕事を行う（実施）

法律も同じで、つくるのは国会、実施するのは内閣です。

注意 × 国務大臣は、全員が国会議員でなければならない → ○ 過半数が国会議員であればよい（内閣総理大臣は国会議員）

合言葉 「総理は国会が指名、大臣は総理が任命」

→ まとめ：内閣は、国会の指名で選ばれた総理を中心に、国の仕事を行う

9 国会と内閣は、どのようにつながっている？

このページのゴール 議院内閣制のしくみと、内閣不信任の決議が可決されたあとの流れ、大統領制とのちがいを言える

① 議院内閣制

議院内閣制 = 内閣が、国会の信任にもとづいてつくられ、国会に対して連帯して責任を負うしくみ

国会で多くの議席をもつ政党（与党）の党首が、内閣総理大臣に指名されることが多くあります（政党政治。⑧ 選挙と政治参加）。

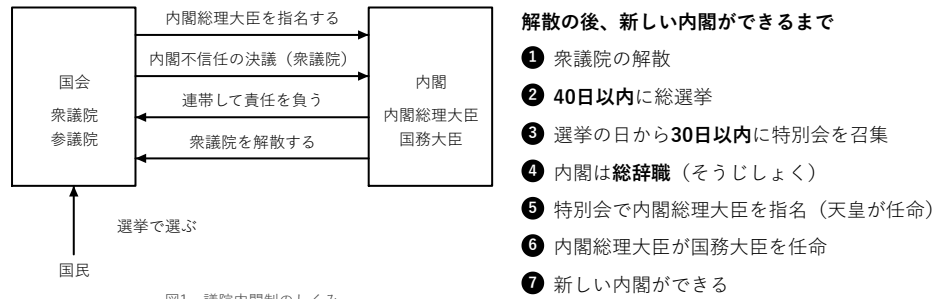


図1 議院内閣制のしくみ

内閣不信任の決議が衆議院で可決されると、内閣は10日以内に衆議院を解散するか、総辞職しなければならない
(総辞職 = 内閣総理大臣と国務大臣の全員がそろってやめること)

② 大統領制（アメリカ）とのくらべ

	議院内閣制（日本）	大統領制（アメリカ）
行政の長の選び方	国会が内閣総理大臣を指名する	国民が選挙で大統領を選ぶ
議会との関係	内閣は国会に責任を負い、衆議院は不信任の決議ができ、内閣は衆議院を解散できる	大統領は議会に責任を負わず、議会は不信任の決議ができず、大統領は議会を解散できない

注意 × 内閣不信任の決議が可決されると、内閣は総辞職しなければならない → ○ 10日以内に衆議院を解散するか、総辞職する

合言葉 「不信任が可決されたら、10日以内に解散か総辞職」

→ まとめ：内閣は国会の信任の上に成り立ち、国会に責任を負う

10 行政の仕事は、だれが、どのように行っている？

このページのゴール 内閣の下で省庁と公務員（全体の奉仕者）、行政権の拡大と縦割り行政を言える

① 省庁と、おもな仕事

水道・学校・道路・年金など、私たちの生活は、行政のさまざまな仕事に支えられています。内閣の下には、内閣府と、財務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省などの省庁が置かれ、仕事を分けて受けもっています。



中央省庁の建物が集まる霞が関
(東京都千代田区)

写真：そらみみ (Soramimi) (CC BY-SA 4.0)。Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

省の名前	おもな仕事
財務省	国のお金（予算・税）
外務省	外国との交渉
文部科学省	教育・科学・文化
厚生労働省	医療・年金・働く人のこと
国土交通省	道路・交通・国土

② 公務員

公務員＝国や地方公共団体の仕事をする人。日本国憲法で「全体の奉仕者」（ほうし）とされる

全体の奉仕者とは、一部の人のためでなく、国民全体のために働く人、という意味です。公務員を選び、やめさせることは国民固有の権利です（⑤で学んだ第15条）。

③ 行政権の拡大

- ① 社会保障・教育・経済の調整など、国の仕事が増える
- ② 省庁や公務員がふえ、行政の力が大きくなる（行政権の拡大）
- ③ 仕事ごとに省庁が分かれて連携しにくい（縦割り行政）、手続きや規制が多く時間がかかる、といった問題が指摘されている

注意 × 公務員は、自分を選んだ政党のために働く → ○ 国民全体のために働く全体の奉仕者

合言葉 「公務員は全体の奉仕者」

→ まとめ：内閣の下で、省庁と公務員が、国民全体のために行政を行う

11 行政は、なぜ、どのように改革されてきた？

このページのゴール 行政改革が進められたわけと、規制緩和・民営化の中身、大きな政府と小さな政府のちがいを言える

① 行政改革

10ページのように、行政の仕事がふえて行政の力が大きくなると、縦割り行政や手続きの多さなどの問題が出てきました。そこで、行政を効率よくするための改革が進められてきました。

行政改革＝行政の仕事を効率的にし、むだを減らす改革

取り組み	中身	例
省庁の整理	省庁の数を減らして再編する	2001年に、省庁の数を減らして再編した
<u>規制緩和</u> （きせいかんわ）	国の許可などの規制をゆるめる	2009年から、一部の薬が、薬局のほか、コンビニエンスストアなどでも売られるようになった
<u>民営化</u>	国の事業を民間の会社にする	1987年に国鉄（日本国有鉄道）を分けてJRに／2007年に郵便などの事業を民間の会社に
公務員の数を減らす	人数をしぼり、むだを減らす	—

規制緩和のねらい＝国の許可などのしほりをゆるめ、企業などの自由な経済活動をうながす（新しい会社やサービスが生まれやすくなる、値段が下がることがある）。安全のための規制は残る

② 大きな政府と小さな政府

	大きな政府	小さな政府
行政の仕事	多くの仕事を行う	必要なものにしぼる
サービス	社会保障やサービスが手厚い	自分で備える部分が大きくなる
国民の負担	税などの負担が大きくなりやすい	負担は小さくなりやすい

規制緩和や民営化は、小さな政府に近づける動きです。どちらがよいかは、国民が選挙などで選びます。

注意 × 規制緩和で、国の規制はすべてなくなる → ○ 必要の少ない規制をゆるめる。安全などのための規制は残る

合言葉 「規制をゆるめて、自由な経済活動」

→ まとめ：行政が大きくなりすぎないよう、行政改革で効率よくしてきた

12 国会と内閣は、国民の意思を、どのように政治に生かしている？

このページのゴール 2~11ページを、ステップチャートで順につないで、1ページの問いに答えられる

① ステップチャート

① 国民が選挙で国会議員を選ぶ。国会は国権の最高機関・唯一の立法機関（2ページ）



② 衆議院と参議院の二院制で、慎重に話し合う（3・4ページ）



③ 国会が法律をつくり、予算を議決する。意見が分かれたら衆議院の優越（5・6ページ）



④ 国会が内閣総理大臣を指名し、内閣は国会に責任を負う（議院内閣制）（8・9ページ）



⑤ 内閣と省庁・公務員が、法律と予算にもとづいて行政を行う（8・10ページ）



⑥ 国会は、国政調査権や内閣不信任の決議で行政を見はる（7・9ページ）



⑦ 行政が大きくなりすぎないように、行政改革を進める（11ページ）

② 国民・国会・内閣の全体図

国民（主権者）

▼ 選挙で国会議員を選ぶ

内閣総理大臣を指名 ▶

◀ 連帯して責任を負う

国政調査権・不信任の決議 ▶

◀ 衆議院の解散

国会

国権の最高機関
二院制・衆議院の優越

内閣

議院内閣制

▼ 仕事を分ける

省庁・公務員
全体の奉仕者

◀ 行政の仕事は、国民のくらしに届く ▶

③ 問いの答えの例

主権者である国民が選挙で国会議員を選び、国会は国権の最高機関として法律や予算を決めます。内閣は国会の信任の上に成り立ち（議院内閣制）、法律や予算にもとづいて省庁とともに行政を行います。国会は国政調査権や内閣不信任の決議で内閣を見はり、国民は選挙を通して国会と内閣のあり方を選んでいます。

確認問題① 国会の地位・二院制・国会の種類・法律ができるまで

答えと解説は17・18ページ（9枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 国会の地位と二院制について答えなさい。【2・3ページ】

日本国憲法第41条は、「国会は、国権の（A）機関であって、国の唯一の（B）機関である」と定めています。（A）（B）にあてはまる語を、語群から選びなさい。

最高 立法 行政 司法

(1) (A) _____ (2) (B) _____

次の権力を受けもつ機関を、語群から選びなさい。 国会 内閣 裁判所

(3) 立法権 _____ (4) 行政権 _____

(5) 司法権 _____

下の表の（6）～（8）にあてはまる数や年齢を書きなさい。

	衆議院	参議院
議員の数	465人	(6)
任期	(7)	6年
被選挙権	25歳以上	(8)

(6) _____ (7) _____

(8) _____

(9) 国会が「国権の最高機関」とされるわけを、「主権者」「選挙」の語を使って書きなさい。

2 国会の種類について答えなさい。【4ページ】

次の説明にあてはまる国会を、ア～エから1つずつ選びなさい。

ア 衆議院の総選挙の後に開かれ、内閣総理大臣を指名する

イ 毎年1月に召集され、おもに次の年度の予算を審議する

ウ 衆議院の解散中に、国に緊急の必要があるときに開かれる

エ 内閣が必要と認めたときなどに開かれる

(1) 常会 _____ (2) 臨時会 _____

(3) 特別会 _____ (4) 参議院の緊急集会 _____

(5) 常会の会期は、何日間ですか。 _____

(6) 特別会は、衆議院の総選挙の日から何日以内に開かれますか。 _____

(7) 臨時会は、どちらかの議院の総議員の何分の1以上の要求があったときにも開かれますか。 _____

3 法律ができるまでと国会の仕事について答えなさい。【5ページ】

法律ができるまでの流れです。（A）～（D）にあてはまる語を書きなさい。



(1) (A) _____ (2) (B) _____

(3) (C) _____ (4) (D) _____

(5) ○か×を書きなさい。法律案を可決するには、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。 _____

(6) 次のうち、国会の仕事にあてはまらないものを1つ選びなさい。 ア 条約の承認 イ 憲法改正の発議 ウ 法律の制定 エ 政令の制定 _____

答えと解説は17・18ページ（9枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

次の(1)～(3)のとき、どうなりますか。ア～エから1つずつ選びなさい。

(1) 法律案で、参議院が衆議院と異なる議決をしたとき。

- 5 行政の監視と、国会と内閣の仕事について答えなさい。【7ページ】

- (4) 法律を実施する

- 6 内閣のしくみと仕事について答えなさい。【8ページ】

内閣総理大臣は、(A)の中から(B)が指名し、(C)が任命します。(A)～(C)にあてはまる語を、語群から選んで、記号で書きなさい。

ア 国会議員 イ 国会 ウ 内閣 エ 天皇 オ 国民

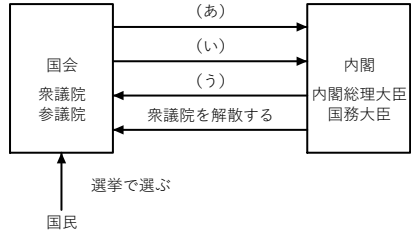
- かてきよノート (katekyo-note.com)

確認問題③ 国会と内閣のつながり・行政と行政改革・まとめ

答えと解説は17・18ページ（9枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

7 国会と内閣のつながりについて答えなさい。【9ページ】

下の図の（あ）～（う）にあてはまる言葉を書きなさい。（あ）は内閣の長を選ぶこと、（い）は衆議院だけができる決議です。



下の表は、日本とアメリカの行政の長の選び方をまとめたものです。

	日本 (A)	アメリカ (大統領制)
行政の長の選び方	国会が内閣総理大臣を指名する	国民が選挙で大統領を選ぶ

- (4) 表の (A) に入る語を書きなさい。 _____
- (5) (い) が可決されたとき、内閣は10日以内に、衆議院を (X) するか、(Y) しなければなりません。(X) にあてはまる語を書きなさい。 _____
- (6) (5) の (Y) にあてはまる語を書きなさい。 _____

- (7) 衆議院が解散されたとき、解散の日から何日以内に総選挙が行われますか。 _____
- (8) ○か×を書きなさい。日本では、内閣は衆議院を解散することができる。 _____
- (9) ○か×を書きなさい。アメリカの大統領は、議会を解散することができる。 _____

8 行政と行政改革について答えなさい。【10・11ページ】

- (1) 日本国憲法で、公務員は何とされていますか。 _____
- 次の仕事を受けもつ省を、仕事を表すア～エから選んで書きなさい。
- ア 国のお金（予算・税） イ 外国との交渉 ウ 医療・年金・働く人のこと エ 教育・科学・文化
- (2) 文部科学省 _____ (3) 厚生労働省 _____ (4) 外務省 _____
- (5) 国の仕事が増え、行政の力が大きくなることを何といいますか。 _____
- (6) 仕事ごとに省庁が分かれて連携しにくいことを何といいますか。 _____
- 次の説明は、大きな政府と小さな政府のどちらにあてはまりますか。
- (7) 行政の仕事が必要なものにしぼり、自分で備える部分が大きくなる _____ (8) 社会保障が手厚いが、税などの負担が大きくなりやすい _____
- (9) 国鉄（日本国有鉄道）を分けて、JRという民間の会社にしたことを何といいますか。 _____
- (10) 国の許可などの規制をゆるめ、企業などの自由な経済活動をうながすことを何といいますか。 _____
- (11) 行政改革が進められてきたわけを、「行政の仕事が増えた」「効率」の語を使って書きなさい。 _____

9 まとめ問題。【2・3・6・8・12ページ】

- 次の(1)～(6)にあてはまる機関やしくみを、語群から選んで、記号で書きなさい。
- ア 国会 イ 内閣 ウ 衆議院 エ 参議院 オ 両院協議会 カ 国民
- (1) 国会の2つの議院のうち、予算を先に審議する議院である。 _____
- (2) 国民が選挙で選んだ議員でできていて、国権の最高機関とされる。 _____
- (3) 両院の議決がちがうとき、両院の代表が意見を調整するために開く。 _____
- (4) 主権者として選挙で国会議員を選び、国会や内閣のあり方を決める。 _____
- (5) 任期は6年で、解散がない。 _____
- (6) 国会が決めた法律や予算にもとづいて、省庁とともに行政を行う。 _____

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

三権と国会の地位（2ページ）

三権	立法権（国会：法律をつくる）／行政権（内閣：法律にもとづいて国の仕事を行う）／司法権（裁判所：争いを法律にもとづいて解決する）。くわしくは⑦
第41条	国会は、国権の最高機関（理由：主権者の国民が選挙で直接選んだ議員でできている）であって、国の唯一の立法機関（法律をつくれるのは国会だけ）

二院制・国会の種類（3・4ページ）

	衆議院	参議院
議員の数／任期	465人／4年	248人／6年（3年ごとに半数を選挙）
解散／被選挙権	ある／25歳以上	ない／30歳以上

二院制の理由＝慎重に話し合う・国民のさまざまな意見を反映。解散の後は総選挙。国会の種類：常会（毎年1月召集・会期150日・おもに予算）／臨時会（内閣が必要と認めたとき・総議員の4分の1以上の要求）／特別会（総選挙の日から30日以内・内閣総理大臣を指名）／参議院の緊急集会（衆議院の解散中）。見分けは「総選挙の後かどうか」。

国会の仕事・法律ができるまで・衆議院の優越（5・6ページ）

国会の仕事：法律の制定／予算の審議・議決／条約の承認／内閣総理大臣の指名／憲法改正の発議／弾劾裁判所の設置／国政調査権（証人喚問など）。**法律ができるまで**：法律案の提出（内閣・国会議員）→委員会（必要なら公聴会）→本会議で議決（出席議員の過半数）→もう一方の議院で委員会・本会議→成立→天皇が公布。予算は内閣が作成し、国会が審議・議決。衆議院が先に審議（先議）。

法律案	参議院と異なる議決（60日以内に議決しなければ否決とみなせる）→衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば成立
予算・条約の承認	両院協議会で不一致、または参議院が30日以内に議決しない→衆議院の議決が国会の議決
内閣総理大臣の指名	両院協議会で不一致、または参議院が10日以内に指名しない→衆議院の指名が国会の指名
その他	内閣不信任の決議は衆議院だけ。憲法改正の発議は両院が対等。優越のわけ＝効率（国の仕事を止めない）・公正（国民の意見を反映しやすい衆議院）

行政の監視・国会と内閣の仕事（7ページ）

仕事のくらべ	法律＝国会が制定／内閣が実施（政令）、予算＝内閣が作成／国会が議決、条約＝内閣が結ぶ／国会が承認、内閣総理大臣＝国会が指名、最高裁判所長官＝内閣が指名
--------	---

内閣・議院内閣制（8・9ページ）

内閣総理大臣＝国会議員の中から国会が指名、天皇が任命／**国務大臣**＝内閣総理大臣が任命、過半数は国会議員／全員が**文民／閣議**＝全員一致。内閣の仕事：法律の実施・予算の作成・条約の締結・政令の制定・天皇の国事行為への助言と承認・最高裁判所長官の指名・臨時会召集の決定。

議院内閣制＝内閣が国会の信任にもとづいてつくり、連帯して責任を負う。内閣不信任の決議（衆議院）が可決→内閣は**10日以内**に解散か総辞職。解散なら**40日以内**に総選挙→**30日以内**に特別会→総辞職→内閣総理大臣を指名→国務大臣を任命。大統領制：国民が選挙で大統領を選ぶ・大統領は議会に責任を負わず、議会を解散できない。

行政・行政改革（10・11ページ）

省と仕事	財務省＝国のお金／外務省＝外国との交渉／文部科学省＝教育・科学・文化／厚生労働省＝医療・年金・働く人／国土交通省＝道路・交通・国土
公務員など	公務員＝全体の奉仕者。行政権の拡大（仕事が増え力が強くなる）→縦割り行政・手続きや規制が多い
行政改革	省庁の整理（2001年）／規制緩和（国の許可などをゆるめ、自由な経済活動をうながす。安全の規制は残る）／民営化（国鉄→JR、郵政）／公務員数を減らす
政府	大きな政府＝仕事が多く、手厚いが負担が大きい／小さな政府＝仕事をしぼり、負担が小さいが自分で備える

合言葉

「国民が選んだ国会が、国権の最高機関」／「衆議院は4年で解散あり、参議院は6年で解散なし」／「1月は常会、選挙の後は特別会、必要ときは臨時会」／「委員会でくわしく、本会議で決める」／「法律は3分の2で再可決、予算・条約・総理の指名は衆議院の議決」／「内閣が結んで、国会が承認」／「総理は国会が指名、大臣は総理が任命」／「不信任が可決されたら、10日以内に解散か総辞職」／「公務員は全体の奉仕者」／「規制をゆるめて、自由な経済活動」

確認問題の答えと解説

1【2・3ページ】

- (1) 最高 (2) 立法 (3) 国会 (4) 内閣 (5) 裁判所
(6) 248人 (7) 4年 (8) 30歳以上
(9) (例) 主権者である国民が、選挙で直接選んだ議員でできているから。

第41条は「国権の最高機関」「唯一の立法機関」。国の権力は、立法権＝国会、行政権＝内閣、司法権＝裁判所に分けられる。衆議院は任期4年、参議院は6年・被選挙権30歳以上・議員248人。記述は「主権者」「選挙」の語が入っていれば正解。【2・3】

2【4ページ】

- (1) イ (2) エ (3) ア (4) ウ
(5) 150日間 (6) 30日以内 (7) 4分の1

1月に召集され予算を審議する＝常会。総選挙の後に開かれ内閣総理大臣を指名する＝特別会。解散中の緊急＝参議院の緊急集会。それ以外で内閣が必要と認めたときなど＝臨時会。臨時会は、総議員の4分の1以上の要求でも開かれる。【4】

3【5ページ】

- (1) 委員会 (2) 公聴会 (3) 本会議 (4) 公布
(5) × (6) エ

法律案は、委員会で審査（必要なら公聴会）→本会議で議決→もう一方の議院で同じ→天皇が公布。本会議の議決は出席議員の過半数で可決（3分の2以上がいるのは、参議院が異なる議決をした法律案を衆議院で再可決するときなど。6ページ）。政令を定めるのは内閣の仕事。【5】

4【6ページ】

- (1) ウ (2) ア (3) イ (4) 300人
(5) 60日 (6) 10日 (7) エ
(8) (例) 衆議院は参議院より任期が短く解散もあるので、選挙を通じて国民の意見をより反映しやすいと考えられるから。

法律案は衆議院の3分の2以上で再可決。予算・条約は両院協議会で不一致なら衆議院の議決、内閣総理大臣の指名は衆議院の指名が国会の指名になる。 $450 \div 3 \times 2 = 300$ 。内閣不信任の決議は衆議院だけ。記述は「任期」「解散」「国民の意見」が入っていれば正解。【6】

5【7ページ】

- (1) 国政調査権 (2) 証人喚問 (3) 弾劾裁判所
(4) 内閣 (5) 国会 (6) 内閣 (7) 国会 (8) イ

国会は国政調査権（証人喚問など）で内閣を見はる。法律の実施・最高裁判所長官の指名は内閣、予算の議決・内閣総理大臣の指名は国会。条約は、内閣が結び（締結）、国会が承認する。【7】

6【8ページ】

- (1) **ア** (国会議員) (2) **イ** (国会) (3) **エ** (天皇) (4) **8人**
(5) **文民** (6) **閣議** (7) **政令** (8) **ウ**

内閣総理大臣は国会議員の中から国会が指名し、天皇が任命。国務大臣は過半数（半分より多い数）が国会議員で、14人なら半分の7人より多い8人以上。法律を制定するのは国会の仕事。【8】

7【9ページ】

- (1) **内閣総理大臣を指名する** (2) **内閣不信任の決議（衆議院）** (3) **連帯して責任を負う**
(4) **議院内閣制** (5) **解散** (6) **総辞職** (7) **40日以内**
(8) ○ (9) ×

国会は内閣総理大臣を指名し、内閣は国会に連帯して責任を負う。不信任の決議が可決されたら、10日以内に解散か総辞職。解散なら40日以内に総選挙、選挙の日から30日以内に特別会を召集。大統領制では、議会は不信任の決議ができず、大統領も議会を解散できない。【9】

8【10・11ページ】

- (1) **全体の奉仕者** (2) **エ** (3) **ウ** (4) **イ**
(5) **行政権の拡大** (6) **縦割り行政**
(7) **小さな政府** (8) **大きな政府** (9) **民営化** (10) **規制緩和**
(11) (例) **国の行政の仕事が増えて、縦割り行政や手続きの多さなどの問題が出たので、行政の仕事を効率的にするため。**

公務員は国民全体のために働く全体の奉仕者。文部科学省＝教育・科学・文化、厚生労働省＝医療・年金・働く人のこと、外務省＝外国との交渉。大きな政府は手厚いが負担が大きく、小さな政府は負担が小さいが自分で備える。記述は「行政の仕事が増えた」「効率」が入っていれば正解。【10・11】

9【2・3・6・8・12ページ】

- (1) **ウ** (衆議院) (2) **ア** (国会) (3) **オ** (両院協議会)
(4) **カ** (国民) (5) **エ** (参議院) (6) **イ** (内閣)

予算を先に審議するのは衆議院、両院の議決がちがうときに開くのは両院協議会【6】。国権の最高機関は、国民が選んだ議員でできる国会【2】。任期6年で解散がないのは参議院【3】。法律や予算にもとづいて行政を行うのは内閣【8】。全体のつながりは12ページ。【2・3・6・8・12】